

令和2年8月1日から



**登記相談が  
『登記手続案内』  
に変わります！**



不動産登記及び商業・法人登記に関する**登記相談が登記手続案内に変わります。**

登記手続案内においては、以下の点にご留意いただきますよう、お願いいたします。

- 1 1回のご利用は、**20分以内**です。
- 2 申請書類に、どのような内容を記載するのか**一般的な事項**について説明します。
- 3 登記手続案内は、職員が申請前の書類に**不備がないか審査するものではありません。**
- 4 申請書類の一般的な記載事項については説明しますが、**職員が書類に手を加えることや、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。**
- 5 **申請人本人(親族・従業員)のご利用に限らせていただきます(本人確認をしますので、ご協力願います。)**。  
司法書士、土地家屋調査士の方はご利用できません。
- 6 登記手続案内は**予約制**で行っておりますので、ご利用の際は、事前に予約をお願いします。

**【予約の方法】**

法務局窓口もしくは電話により受け付けております。

- ・本局登記部門…TEL 095-826-8127
- ・平戸支局…TEL 0950-22-2263
- ・諫早支局 …TEL 0957-22-0475
- ・壱岐支局…TEL 0920-47-0164
- ・島原支局 …TEL 0957-62-2513
- ・五島支局…TEL 0959-72-2261
- ・佐世保支局 …TEL 0956-24-4850
- ・対馬支局…TEL 0920-52-6463

※ 他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、その代理人として登記申請をする行為は、司法書士法7条あるいは土地家屋調査士法68条違反となる場合があります。